

北1西6 暫定自転車等駐車場及び北5西1 暫定自転車等駐車場に係る機器設置等業務仕様書

1 目的

- (1) 北1西6 暫定自転車等駐車場（以下「北1西6 暫定駐輪場」という。）を一時利用可能な駐輪場とするために、入退場管理機器を設置する。
- (2) 北海道新幹線延伸工事に伴い北5西1 暫定自転車等駐車場（以下「北5西1 暫定駐輪場」という。）の一部が使用不可となることから、同駐輪場内に設置している入退場管理機器・ユニットハウス・柵を移設する。
- (3) 上記2か所の駐輪場の機器設置・移設後、有料駐輪場で運用している札幌市駐輪場管理システムに接続することでシステムネットワークを構成する。

2 業務実施期間

契約書締結日から令和4年3月18日（金）まで

3 業務対象施設

- (1) 北1西6 暫定駐輪場（中央区北1条西6丁目）
- (2) 北5西1 暫定駐輪場（中央区北5条西1丁目）

4 対象機器等

- (1) 北1西6 暫定駐輪場（本市支給品・機器仕様は別添1のとおり）

| No. | 機器名 | 規格等 | 数量 |
|-----|---------------|-------------------------------|-----|
| ① | 集中精算機 | 日本信号 SG-CPL | 1台 |
| ② | サイクロック | 日本信号 DKR-7 | 48台 |
| ③ | バイクロック | 日本信号 チェーンタイプ | 5台 |
| ④ | 満空表示灯 | 日本信号 EK5609C ※特注品 | 1基 |
| ⑤ | HUB ボックス | 日本信号 EL2710A ※特注品 | 1基 |
| ⑥ | 分電・弱電制御盤 | 日本信号 主回路1、分岐回路6 | 1基 |
| ⑦ | 遠隔中継装置 | 日本信号 標準アプリ設定済み | 1基 |
| ⑧ | モニター付インターホン端末 | アイホン IX-MV7-HB | 1台 |
| ⑨ | カメラ付ドアホン端末 | アイホン IX-DA | 1台 |
| ⑩ | HUB (PoE 対応) | アイホン PN260893-A | 2個 |
| ⑪ | カメラ用レコーダ | パナソニック WJ-NX100/1 | 1台 |
| ⑫ | 無停電電源装置(UPS) | ⑥分電・弱電制御盤に収納 | 1台 |
| ⑬ | 通信中継ユニット | ⑥分電・弱電制御盤に収納 | 1台 |
| ⑭ | ルータ | ⑥分電・弱電制御盤に収納 | 1台 |
| ⑮ | ネットワークカメラ | パナソニック WV-S6530NJ、WV-S1511LNJ | 2台 |

※ 上記物品⑧～⑩は他メーカー同等品に変更となる場合がある。

※ ⑧のみ、別途指示するコールセンター内へ設置を行う。

(2) 北5西1 暫定駐輪場（機器仕様は別添2のとおり）

| No. | 機器名 | 規格等 | 数量 |
|-----|------------|-------------------|----|
| ① | 自動料金精算機 | 日本信号 FD8557A | 1台 |
| ② | 一時利用券発行機 | 日本信号 FD8524E | 1台 |
| ③ | 屋外型・単方向ゲート | 日本信号 FD8544A | 2台 |
| ⑤ | 入・出場ポスト | 日本信号 EL2725B | 2台 |
| ⑥ | マットスイッチ A | 日本信号 700×250×10 t | 2枚 |
| ⑦ | マットスイッチ B | 日本信号 700×500×14 t | 2枚 |
| ⑧ | インターホン親機 | アイホン IE-8MD | 1台 |
| ⑨ | 管理パソコン | 構成機器は別添2参照 | 1式 |
| ⑩ | 雨除テント | 規格は別添2参照 | 1台 |
| ⑪ | ユニットハウス | スーパーハウス SH-H3に準じる | 1棟 |

5 北1西6 暫定駐輪場機器設置

設置位置等の詳細については、別添3を参照し、委託者と確認の上、作業を進めること。

(1) 各機器（上記4(1)①～⑥）を配置するスペース（以下「ステージ」という。）の設置
（幅 26,800 mm×奥行 1,900 mm×深さ 300 mm程度）

- ア ステージ設置予定箇所において掘削・転圧を行う。
- イ 型枠を設置し、コンクリートを打設する。
- ウ コンクリート打設時に機器間の電源供給・通信に必要な配管の埋込を行う。
- エ コンクリート打設後、対象機器設置までの期間の養生を行う。
- オ アスファルトの復旧を行う。

(2) 分電・弱電制御盤の設置

- ア ステージにアンカーを打設しボルト・ナットを用いて、設置する。
- イ 既設の照明用ポールから電線の引込を行い、分電・弱電制御盤内の主回路に接続する。
- ウ NTTへ回線工事を依頼し、分電・弱電制御盤に光回線及びアナログ回線を接続する。
接続される光回線を用いて、ルータを接続しVPNを構築、札幌市駐輪場管理システムに接続し、システムネットワークを構築する。
接続されるアナログ回線を用いて、集中精算機からの扉開信号を警備会社への発報を実施できるようにする。
札幌市駐輪場管理システムの仕様概要は別添4のとおり。

(3) 集中精算機の設置

- ア ステージにアンカーを打設しボルト・ナットを用いて、設置する。
- イ 分電・弱電制御盤内の分岐回路より電源を供給する。
- ウ 分電・弱電制御盤内の通信中継ユニットに接続し、システムを構築する。

エ カメラ付ドアホンを設置し、分電・弱電制御盤内のHUB（PoE対応）No.1に接続する。

(4) サイクロック・バイクロックの設置

ア ステージにアンカー打設しボルト・ナットを用いて、設置する。

イ 分電・弱電制御盤内の分岐回路より電源を供給する。

ウ HUBボックスと接続し、システムを構築する。

(5) 満空表示灯の設置

ア ポールに金具を用いて設置する。

イ 分電・弱電制御盤内の分岐回路より電源を供給する。

ウ HUBボックスと接続し、システムを構築する。

(6) HUBボックスの設置

ア ステージにアンカー打設しボルト・ナットを用いて、設置する。

イ 分電・弱電制御盤内の分岐回路より電源を供給する。

ウ 分電・弱電制御盤内の通信中継ユニットに接続し、システムを構築する。

(7) ネットワークカメラの設置

ア ポールに金具を用いて設置する。設置に使用する金具は別途指示する。

イ 分電・弱電制御盤内のHUB（PoE対応）No.2に接続する。

ウ HUB（PoE対応）No.2は同盤内のカメラ用レコーダに接続する。

(8) モニター付きインターホンの設置

ア 別途指示するコールセンターに設置する。（設置先は市内1か所）

イ 別途用意の光回線（VPN）にて、札幌市駐輪場管理システムに接続する。

(9) アンカー打設の施工

上記（2）、（3）、（4）、（6）のアンカー打設については、「建築設備耐震設計・施工指針2014年版」（日本建築センター発行）に基づき、耐震施工を行うこと。

(10) 札幌市駐輪場管理システム接続

ア 札幌市駐輪場管理システム（以下「システム」という。）に上記（1）の機器類を追加設置し、別添4のとおりシステムネットワーク（VPN）を構成する。

イ システムのデータベースに北1西6暫定駐輪場を追加し、更新すること。

ウ 北1西6暫定駐輪場の追加に伴い、一時利用及び定期利用の満・空情報提供に北1西6暫定駐輪場の追加し、上位サーバー（WEBサーバー）を改修すること。

エ 上位サーバーの改修に伴い、全拠点の管理パソコン装置（以下「管理PC」という。）におけるデータベース（以下「DB」という。）を変更する。

(11) 試験調整の実施

ア 電源が各機器に供給されていること。

イ 接続される光回線を用いて、VPNを構築、札幌市駐輪場管理システムに接続し、システム一元管理及び遠隔操作（故障・警告の受信、サイクロック・バイクロックの手動解除など）が可能であること。

上位サーバーと接続し、一時利用及び定期利用の満・空情報を利用者へ提供可能であること。

ウ 集中料金精算機においては、精算・釣銭（釣札）、領収書印刷、サイクロック・バイクロックのロック解除機能が有効であること。

エ サイクロック・バイクロックにおいては、自動ロック機能、精算機もしくは遠隔処理によるロック解除機能が有効であること。

オ 満空表示灯においては、場内のサイクロック・バイクロックの収納台数に応じて、自転車・原付の満車・空車が表示されること。

また、遠隔操作により自転車・原付の満車・空車が表示されること。

カ HUBボックスにおいては、集中精算機・遠隔中継装置・サイクロック・バイクロックとシステムが構築されていること。

キ 集中精算機に設置されたカメラ付きドアホン端末においては、西2丁目線地下自転車等駐車場及びコールセンターに設置されたモニター付きインターホン端末に音声・映像が表示されること。

ク 場内に設置されたネットワークカメラの映像がカメラ用レコーダに表示され、西2丁目線自転車等駐車場及びコールセンター設置の管理PCにてモニタリングできること。

ケ 西2丁目線自転車等駐車場は令和4年4月供用開始予定のため立入できないことから、同駐車場での試験調整は委託者の指示により行うこと。

(12)各機器の設置及びシステム設定後は、機器動作確認等の試験調整を行い、確実に動作することを確認すること。

6 北5西1 暫定駐輪場機器等移設

設置位置等の詳細については、別添5を参照し、委託者と確認の上、作業を進めること。

作業にあたっては、札幌市駐輪場管理システムの停止など他の有料駐輪場の運営に支障がないよう、作業内容を十分考慮すること。

(1) 撤去作業

ア ユニットハウスの管理PC一式及び自動料金精算機のケーブルの離線及び固定用ナットを外し、一時的に撤去を行う。

イ 一時利用券発行機・入場ゲート及びポスト・出場ゲート及びポストのケーブルの離線及び、固定用ナットを外し、一時的に撤去を行う。

ウ ユニットハウスの電源ケーブル及びN T T回線ケーブルの離線を行う。

エ ユニットハウス横の基礎・テント及びハンドホール及び付帯するケーブル・埋設配管を撤去する。

オ 基礎を撤去した後は、残土及び砕石を用いて段差がないよう復旧する。

(2) コンクリート打設作業

- ア 各機器（上記4(2)①～⑥）を配置するスペース（以下「ステージ」という。）を設置する。
（幅2,600mm×奥行き2150mm×深さ300mm程度を2基）
- イ ステージ設置予定箇所において掘削・転圧を行う。
- ウ 型枠を設置しコンクリートを打設する。
- エ コンクリート打設時には、機器間の電源供給・通信に必要な配管の埋込を行う。
- オ コンクリート打設後、必要期間養生を行う。
- カ アスファルトの復旧を行う。

(3) 移設作業

- ア ユニットハウスを所定の場所に移設する。（設置には束石を使用すること）
- イ 券売機管理棟そばのハンドホールから電源・NTT回線の配管を切断し接続材等を用いて延長を行い、ユニットハウス移設先に敷設しユニットハウスの配管に再接続後、ケーブルを敷設する。
- ウ ステージにアンカーを打設しボルト・ナットを用いて、入場ゲート、入場ポスト、出場ゲート及び出場ポストを設置する。
- エ ユニットハウスに管理PC装置一式及び自動料金精算機を再設置し、ケーブルの再接続を行う。
- オ 券売機管理棟にアンカーを打設しボルト・ナットを用いて、一時券発行機を設置する。

(4) 外周柵更新作業

- ア 北5西1暫定駐輪場南西側の外周柵（18,000mm程度）を別添5のとおり移設する。
- イ 外周柵は、撤去品を再利用し、不足分については新品を使用すること。

(5) アンカー打設の施工

上記(3)のアンカー打設については、「建築設備耐震設計・施工指針2014年版」（日本建築センター発行）に基づき、耐震施工を行うこと。

(6) 札幌市駐輪場管理システム接続

上記4(2)の機器類を移設する以前と同様に駐輪場管理システムが利用できるよう、システムネットワーク（VPN）を構成する。

札幌市駐輪場管理システム（札幌駅周辺駐輪場、北5西1暫定駐輪場を含む）の仕様概要は別添6のとおり。

(7) 試験調整作業

- ア 電源が各機器に供給されていること。
- イ 接続される光回線を用いて、VPNを構築、札幌市駐輪場管理システムに接続し、システム一元管理が可能であること。
- ウ 一時利用券発行機においては、自転車・原付の一時利用券の発行が可能であること。
- エ 入場ポストにおいては、一時利用券及び定期券を読取、有効である場合は入場ゲートを開として、利用者の入場を可能とすること。

オ 出場ポストにおいては、一時利用券及び定期券を読取、有効である場合は出場ゲートを開として、利用者の出場を可能とすること。

カ 自動料金精算機においては、定期券販売・更新、一時利用券精算、精算・釣銭（釣札）・領収書発行が可能であること。

キ 管理PC装置においては、自動料金精算機、一時利用券発行機、入場ゲート・ポスト、出場ゲート・ポストにおいてシステムを構築する。

上位サーバーと接続し、一時利用及び定期利用の満・空情報を利用者へ提供可能であること。

(8) 各機器の設置及びシステム設定後は、機器動作確認等の試験調整を行い、確実に動作することを確認すること。

7 成果品

成果品として下記を作成、とりまとめのうえ、電子データ及び書類により提出すること。データ形式等については、委託者と協議を行う。

- (1) 作業工程ごとの写真
- (2) 作業完了写真
- (3) 作業完了後図面
- (4) その他、委託者が指示するもの

8 提出書類

| 名称 | 様式 | 提出時期 |
|---------|----|---------------------------|
| 業務完了届 | 1 | 業務終了後速やかに提出 |
| 成果品 | 任意 | 業務終了後業務完了届と併せて提出 |
| 作業工程表 | 任意 | 契約締結後速やかに提出し、委託者の承認を受けること |
| 緊急連絡体制表 | 任意 | 契約締結後速やかに提出し、委託者の承認を受けること |

9 一般注意事項

- (1) 業務の実施にあたっては、関係法令を遵守し、誠実に業務を遂行すること。
- (2) この業務に必要な金具類、取付架台及び配線等は受託者が用意すること。
- (3) この業務に必要な動力、水及び諸手続きなどの費用はすべて受託者が負担する。
- (4) 作業内容及び時期を記載した作業工程表（任意様式）を作成し、契約締結後速やかに委託者に提出すること。
- (5) 作業中における事故・トラブル等が発生した場合に適切な処理を行うことができるよう、緊急連絡体制表（任意様式）を作成し、契約締結後速やかに委託者に提出すること。
- (6) 主として委託者との協議を行う業務統括者を1名定め、緊急連絡体制表にその旨を記載すること。
- (7) 作業において発生した金属くず、アスファルト切削材等は別業務にて処分するため、委託者の指示に基づき、各駐輪場内にて適正に管理し、敷地外への持ち出しは認めない。
- (8) 業務の実施にあたっては、常に細心の注意を払い、第三者並びに作業従事者の安全を図ること。

と。

- (9) 作業中における受託者側に起因する事故等については、受託者が一切の責を負うものとする。
- (10) 作業中における事故の発生や異変があった場合は、速やかに委託者に連絡するとともに、必要な措置を行うこと。
- (11) 札幌市グリーン購入ガイドラインにより環境負荷低減を考慮した材料等を選定し、グリーン購入の促進に努めること。
- (12) 本業務を履行する上での個人情報の取扱いについては、「個人情報の保護に関する法律」、「札幌市個人情報保護条例」及び別記個人情報取扱注意事項を遵守しなければならない。
- (13) この仕様書に定めのない事項については、相互に協議調整し、改善を図るものとする。

10 交通安全及び公害対策

ダンプトラック等、大型貨物による土砂及び資材の輸送にあたっては、踏切、通学路等、運搬車両が人命等に影響を及ぼす区間が輸送路になる場合または埃、振動、騒音等の害の恐れのある区間が輸送路になる場合は、必要に応じて地域住民及び関係機関等の連絡を密にし、交通安全の確保、公害等の対策に万全を期さねばならない。

運搬車両の業務現場内搬出入に当たっては、実情に応じて交通整理員を適時配置すること。

11 添付資料

- (1) 機器図（北1西6暫定駐輪場） . . . 別添1
- (2) 機器図（北5西1暫定駐輪場） . . . 別添2
- (3) 平面図・系統図（北1西6暫定駐輪場） . . . 別添3
- (4) 札幌市駐輪場管理システム仕様概要（北1西6暫定駐輪場） . . . 別添4
- (5) 平面図・系統図（北5西1暫定駐輪場） . . . 別添5
- (6) 札幌市駐輪場管理システム仕様概要（北5西1暫定駐輪場） . . . 別添6

個人情報取扱注意事項

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、個人情報を取り扱う際には、個人の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。

(秘密の保持)

第2 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

2 受託者は、その使用する者がこの契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を、他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(再委託等の禁止)

第3 受託者は、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者が書面により承諾した場合は、この限りではない。

(複写、複製の禁止)

第4 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、委託者の承諾を得ることなく複写し、又は複製してはならない。

(目的外使用の禁止)

第5 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報を目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(資料等の返還)

第6 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、業務完了後速やかに委託者に返還するものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、その方法によるものとする。

(事故の場合の措置)

第7 受託者は、個人情報取扱注意事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第8 委託者は、受託者が個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。